

絆きずな

【kizuna】

ぐんま人権情報誌【春夏号】
VOL.22
2018

特集
「子どもと人権」



あいさつ運動でいじめを防止

目次

巻頭言

「子どもと人権」
前橋市子育て支援課長 竹渕 亨 2・3

「子どもを取り巻く人権問題の現状」 4

行政の取組

「群馬県のいじめ問題対策について」
群馬県教育委員会義務教育課 5

学校の活動

「沼田小学校の人権教育」
沼田市立沼田小学校 6

地域の活動

「人形劇を通して知る新しい世界」
おはなしグループ「わたげの会」代表
田子 智代 7

インフォメーション

「平成 29 年度人権啓発フェスティバル in ぐんま 開催」
「ぐんま女性活躍推進フォーラムを開催」
「拉致問題を考える講演とコンサートの集い」

あとがき 8

言頭巻

「子どもと人権」

～ 子どもを健やかに育む ～



前橋市子育て支援課 課長 竹淵 亨

○ 児童虐待から見る子どもの人権問題

平成28年度の全国児童相談所における児童虐待相談対応件数は12万2578件となり、また、平成17年から統計を取り始めた虐待死亡事例検証では、平成28年度までで678人の尊い命が失われ、その内、0歳児が313人で49.2%、0歳児から3歳児までの数で見ると、518人で全体の76.4%を占めています。つまり、0歳児から3歳児までが一番リスクを伴う育児期間とも言えるわけです。

ここで少し考えてみていただきたいのは、児童虐待とは最近のことなのでしょうか。例えば、江戸時代の飢饉の際には、農村地帯で間引きが行われました。今で言えば、身体的虐待による死亡事例です。誰もが知っているグリム童話の「ヘンゼルとグレーテル」では、明日から食べるパンがなくなった両親が、2人を森の中に捨てて行く。これも、現在の視点から見ると遺棄にあたります。児童相談所での児童虐待相談対応件数の統計を見ると、平成2年度では、全国で1101件だけです。平成12年に児童虐待等に関する防止法が制定され、以降、右肩あがりに件数が増加していきます。つまり、法的な整備が進み、意識や見方が変わること、陰に隠れてい

た実態が表面化してくるのです。ここが非常に大切なことで、相談件数が12万件を突破したということは、単純に虐待を受ける子どもが増加しているのではなく、ある意味、虐待が表面化したことで、どれだけ多くの子ども達の命が守られたか、といった見方もできるわけです。これも、虐待通告は国民の義務といったことが、認識されてきた結果とも言えるのではないのでしょうか。

○ 体罰の法的全面禁止～世界各国の広がり～

現在、体罰等全面禁止法が世界53か国で制定されています。「子どもはケア、安全および良質な養育に対する権利を有する。子どもは、その人格および個性を尊重して扱われ、体罰または他のいかなる屈辱的扱いも受けない」とされ、国連人権理事会による体罰の法的禁止勧告がなされ、日本も勧告を受け入れました。しかし、残念ながら法の制定までには至っていません。

平成28年に児童福祉法等の一部が改正され、「全て児童は、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され、保護されること、その心身の健全な成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉を等しく保障される権利を有する。」と明確化されました。しかし、児童虐待防止法の改正では、「児童の親権を行う者は、児童のしつけに際して、監護及び教育に必要な範囲を超えて児童を懲戒してはならない」旨の記載に留まっています。それでは、必要な範囲なら、しつけにおいて懲戒をしてもいいのでしょうか？民法第822条では、親権を行う者は、監護及び教育に必要な範囲内でその子を懲戒することができる、となっています。懲戒とは何かというと、しかる・なぐる・ひねる・しばる・押入れに入れる・蔵に入れる・禁食せしめるなど適宜の手段を用いてよいであろうとの解釈さえあります。

紹介 竹淵 亨 (たけぶち とおる)さん



竹淵さんは、昭和62年に前橋市役所に奉職。平成元年に社会福祉主事となり、生活保護ケースワーカー、生活保護スーパーバイザー、児童福祉ケースワーカーを歴任されました。

平成18年にトリプルレベル4認定ファシリテーター資格を取得。平成20年に社会福祉士となり、前橋市における児童虐待防止予防等に係る体制構築を推進。平成29年に、ほめトレトレーナーの資格を取得し、プログラムの普及に努められています。

この懲戒権規定が、指導や教育の場において体罰を行うことを容認する根拠にされたり、虐待の正当化に使われたりする場合が見受けられます。そこで、厚生労働省は、子どものしつけには体罰が必要といった誤った認識・風潮を社会から一掃し、体罰によらない育児を推進するため、「子どもを健やかに育むために～愛の鞭ゼロ作戦～」を展開しています。

児童虐待とは

児童虐待とは、子どもを守るべき保護者（親や親に代わる養育者）が、子どもの心や身体を傷つけ、健やかな成長や人格の形成に重大な影響を与える行為を言います。

「児童虐待の防止等に関する法律」（児童虐待防止法）では、児童虐待の行為を、①身体的虐待、②ネグレクト（養育の怠慢・拒否）、③心理的虐待、④性的虐待の4つに分類し、定義しています。

また、同法により虐待の早期発見のため、学校の教職員、児童福祉施設の職員、医師、保健師、弁護士その他児童の福祉に職務上関係のある者は、特に虐待の早期発見に努める義務があるとされています。

○怒鳴ったり、体罰を伴わないしつけ

自分自身が職場で、上司から何かというと、怒鳴られたり叩かれたりする場面を想像してみてください。そんな職場で働き続けることができますか。どうしても嫌なら、その職場を辞めることもできるでしょう。しかし、子どもは親子関係を辞めることができません。辞められないから何年も何年も耐えるしかないのです。

群馬県では、虐待防止プログラムの一環として、オリジナルのペアレントプログラム「ほめて育てるコミュニケーション・トレーニング（ほめトレ）」を作成し、平成29年度より県内実施を開始しました。このプログラムでは、“良好な親子関係を築く”ことと“しつけを効果的に行う”方法を学んでいきます。しつけの場面における悪循環から脱却し、好循環を作りあげ、適切な養育環境の構築と虐待リスクの軽減を図るとともに、子どもの自己肯定感の向上、ソーシャルスキルの獲得を目指していくものです。

前橋市においても、3回コースのグループワークや出前講座を開催し、参加者からは、わかりやすく、すぐ実践できる内容と好評をいただいています。

今でも子ども達は、子どもということ、大人から多くの心理的、身体的、性的な人権侵害を受けています。子どもの人権侵害の軽減を図るためには、まず家庭の中から。県内にほめトレが広まることで、少しでも多くの仲良い親子が増えていくことを心から願っています。



ほめトレ入門セミナーの様子（平成29年 前橋市内）
子育て中の女性を中心とした会場いっぱいの参加者が、熱心に講師の話を聴いて学びました。

ほめて育てるコミュニケーション・トレーニング（ほめトレ） （ポイントを紹介）

ステップ1

良好な親子関係を築くためのコミュニケーション

- 1 できていることをほめる
- 2 できた行動を具体的に伝える（認める）
- 3 感謝や喜びの言葉を伝える
- 4 結果よりも動機や努力を認める
- 5 人と比べない、その子なりに進歩があったことをほめる
- 6 共感する

ステップ2

しつけを効果的に行うためのコミュニケーション

- 1 あいまいな表現でなく具体的に伝える
- 2 あらかじめ指示する場合も具体的に伝える
- 3 禁止するだけでなく、どうしたらいいかを伝える
- 4 繰り返し伝える
- 5 関係ないことは言わない
- 6 理解したかを確認する（やらせてみる）

表紙について

藤岡市立鬼石小学校では、朝の登校時に鬼石中学校の生徒も参加して、「スマイルハイタッチあいさつ運動」に取り組んでいます。朝、元気よくあいさつをし、笑顔でハイタッチをすることで、友達との絆を深め、あたたかな気持ちで一日が過ごせることでしょう。

この活動は、藤岡市が子どもも主体のいじめ防止活動として毎年実施している「いじめ問題解決に向けた子ども会議」で決定されたもので、「HAPPYはあとふるツリー運動（友達のよいところ探し）」とともに、市内全部の小中学校で取り組まれています。

「子どもを取り巻く人権問題の現状」

現在、いじめや体罰、不登校、児童虐待など、子どもに関する様々な人権問題が発生しています。特に、いじめ、児童虐待などは自殺や死亡事件に結びつくことがあり、深刻な人権問題と言えます。こうした問題について正しく認識し、防止に努めていかなければなりません。

いじめ

いじめは、一定の人間関係にある他の児童から心理的、物理的な影響を与えられる行為です。その多くは、「冷やかしかからかい」、「軽い暴力」、「仲間はずれ」などです。高校では携帯、スマホ等による「ネットいじめ」が増加しています。いじめの多くは、アンケート調査により発見されています。

平成25年に「いじめ防止対策推進法」が施行されました。

体罰

教職員による体罰は、学校教育法第11条にその禁止が明記されていますが、昔ながらの慣習等も影響し、依然として後を絶ちません。

体罰は、児童・生徒の心身に深刻な影響を与えるだけでなく、力による解決の志向を助長し、いじめや暴力行為等の土壌を生む恐れがあります。

その他の問題

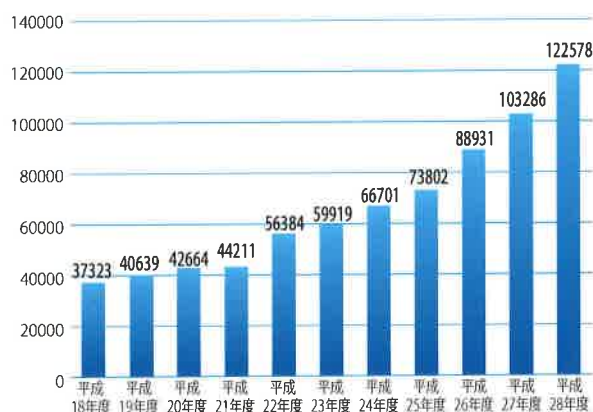
- 児童買春・児童ポルノ問題
- 不登校・ひきこもりの問題
- インターネットによる人権問題
- 子どもの貧困問題
- マイノリティに対する問題
(外国籍・障害のある子ども・性的少数者等)

児童虐待

しつけという理由で、あるいは子育ての悩みやストレス等で、保護者が子どもに暴力をふるい、時には死にいたらせる児童虐待が多発しています。

平成12年に「児童虐待の防止等に関する法律」が施行され、累次の改正を経て、通告等の義務が強化されています。

児童相談所での児童虐待相談対応件数の推移



厚生労働省まとめ(平成28年度は速報値)

子ども一人一人が大切な人間として、最大限に尊重され、守られなければなりません。その基本的な考え方が「児童憲章」や「児童の権利に関する条約(子どもの権利条約)」に示されています。

子どもを守る基本となる憲章・条約

○「児童憲章」(1951年)

・ 日本国憲法の精神にしたがって、「児童は、人として尊ばれる、社会の一員として重んぜられる、よい環境のなかで育てられる」という考えが示され、すべての児童の幸福をはかることを目的に定められました。

具体的条項としては、

- 一 すべての児童は、心身ともに健やかに生まれ、育てられ、その生活を保障される。
- 二 すべての児童は、家庭で、正しい愛情と知識と技術をもって育てられ、家庭に恵まれない児童には、これにかわる環境が与えられる。

など、12の条項があります。

○「児童の権利に関する条約」(1989年国連総会で採択、日本は1994年に批准)

・ 子どもの人権や自由を尊重し、子どもに対する保護と援助を進めることを目指しています。

具体例として、第3条には、「1 児童に関するすべての措置をとるに当たっては、公的若しくは私的な社会福祉施設、裁判所、行政当局又は立法機関のいずれによって行われるものであっても、児童の最善の利益が主として考慮されるものとする。」とあり、児童の最善の利益を優先する考えが示されています。

* 条約の批准にともない、子どもが悩みを相談できる「子どもの人権110番」などが設置されました。「子どもの人権110番」は、法務大臣から委嘱された人権擁護委員等が電話で対応しています。

「群馬県のいじめ問題対策について」

群馬県教育委員会 義務教育課

◆ オール群馬「いじめ防止」の取組 ◆

群馬県では、平成25年に策定した「群馬県いじめ防止基本方針」に基づき、いじめの未然防止、早期発見、早期対応に向けた取組を支援しています。

ここでは、県内の国公立全全ての小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校で、いじめの未然防止に向け、年間を通じて意図的・計画的にオール群馬で進めている取組を紹介します。

ぐんまの子ども「いじめ防止宣言」

・平成25年8月に開催された「いじめ防止サミット」において、いじめ防止に向けた取組をより活性化させることを目指したいじめ防止宣言を策定しました。

ぐんまの子ども「いじめ防止宣言」

私たちは、いじめは必ずなくすことができると信じ、いじめの問題から目を背けずに、私たち自身の問題として考えます。そして、笑顔にあふれた学校生活のために、自分から行動を起こすことを約束し、ここにいじめ防止を宣言します。

勇気

私たちは、困っている人がいたら、自分のこととして考え、進んで行動します。

思いやり

私たちは、相手のことを思い、お互いを大切にします。

協力

私たちは、周りの人とよい関係をつくり、何事にも全員で取り組みます。

・サミットに参加した子どもたちからは、いじめの問題は自分たちの問題であり、自分たちが主体的に解決していこうとするなど、力強い感想が聞かれ、各学校での具体的な活動に大きな期待が持てました。

いじめ防止サミットに参加して（生徒感想）

「いじめに最初に気付くことができるのは、大人より私たち子どもだと思う。一人一人がいじめを無くそうという思いを持てば、いじめは防げると実感した。」

いじめ防止フォーラムの実施

・県全体でいじめ防止に取り組むため、県内の小中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校の代表者を12地区ごとに集め、意見交換等を行い、いじめ防止に向けた児童生徒の主体的な取組をより活性化させています。

PTAや地域関係者も参加し、大人の視点からいじめについて考える機会を設けています。



〈ピアサポート体験〉

〈保護者部会(生徒司会)〉

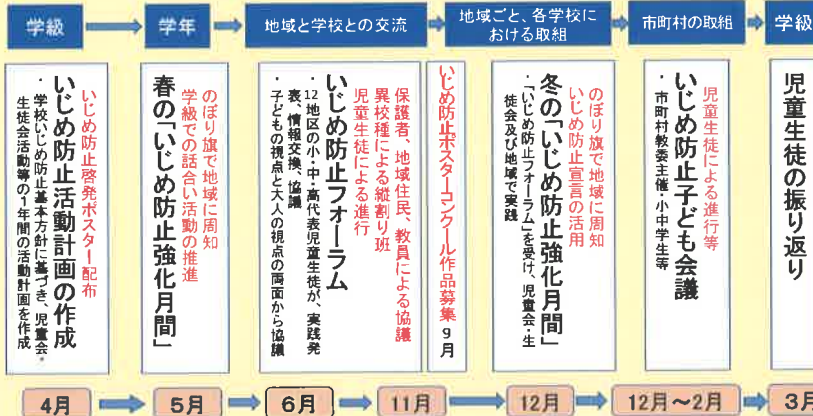
児童生徒による自主的ないじめ防止活動

・いじめに向かわない集団づくりに焦点を当て、学級や学年単位で日常の諸問題を子どもたちが話し合って解決する風土をつくり、学校全体でいじめ防止につなげています。



(例) あいさつ運動、ハイタッチ運動、なかよし集会等

一年間のいじめ防止活動の流れ



群馬県いじめ防止基本方針を改定しました(H29.12)

◆主な改定点

- ・けんかやふざけ合いであっても子どもの感じる被害性に着目して、いじめに該当するか否か判断すること。
- ・単に謝罪をもって安易に解消と判断しないこと。(少なくとも3ヶ月間、いじめが止んでいる状態が継続している等。)

* 基本方針は県HPで見られます。

学校の活動

「沼田小学校の人権教育」

文部科学省「人権教育研究推進事業」実践校 沼田市立沼田小学校

研究指定校としての取組

本校では、平成28・29年度の2年間、文部科学省より「人権教育研究推進事業」を受諾し、「人権教育研究指定校」として、研究を進めてきました。学校教育目標の三つの柱の一つである「助け合う子」の具現化を目指し、「人とかかわりを大切にしたい人権教育」を実践していくため、主題を「自他を大切に、よりよい人間関係を築く児童の育成～人とかかわりを重視した活動を通して～」と決めました。

具体的には、「人間関係づくり：安心して生活や学習ができる良好な学校・学年・学級づくり」と「学習活動づくり：人権教育とのかかわりを意識した各教科等における授業改善の推進」の二つを柱に進めてきました。

「人間関係づくり」では、学校生活の様々な場をとらえて常時指導を充実させました。まず、3つの「あ」を合い言葉に取り組んだ“あいさつ・あくしゅ・ありがとう”の活動では、自分から進んで手をさしのべ、抵抗感なく感謝の気持ちを表せるようになりました。次に、自分が何かしてもらったときの感謝の気持ちや、友達のよいところ、すごいと感じるところ等を付箋に書いて表す“ありがとうの木”の活動では、受け



ありがとうの木

取った付箋紙がありがとうの木を育てる土となり咲き誇る花となりました。

また、異学年交流の場も増やしました。他

学年と一緒に清掃に取り組む‘交流清掃’や、高学年が低学年の遊びをサポートする‘キッズサポート’など、人とかかわる様々な活動を工夫することにより、学校全体が明るく、穏やかな雰囲気になりました。休み時間に異学年同士で遊ぶ姿が見られたり、学級の話合い活動などもスムーズに進んだりするようになっていきます。

* 研究の詳細は学校のホームページから見られます
<http://www.n-numata-es.gsn.ed.jp/>

工夫された学習活動

「学習活動づくり」では、間接的指導として、受容・共感・自己決定を意識した話合い活動の充実を図りました。ペア・グループ・全体といった形態を工夫した“交流活動の工夫”。また、各教科、道徳の時間において、“考え・議論する場づくり”を工夫しました。その結果、道徳の時間をはじめ、各教科や総合的な学習の時間において、積極的に発言したり、話し合ったりする姿が見られるようになりました。

直接的指導としては、11の重要課題を人権教育年間指導計画に位置付け、各教科・道徳の時間・総合的な学習の時間・外国語等で学習しました。



あいさつのハイタッチ

研究を終えて

2年間の研究を通して、子どもたちの大きな変容が見られました。そして、それ以上に変わったのは、教職員の意識でした。「友達のよいところに目を向けよう。お互いを認め合おう。」と呼びかける教師自身が、子どもたちの良さに目を向け認めるようになったのです。「教師が変われば学校が変わる。」今回、研究指定という貴重な機会を与えてくださったことに、心より感謝申し上げます。



地域交流フェスティバルの開催
近隣の中学校、高等学校や保護者、地域の方と交流し、地域を大切にする心や態度を育てます。

「人形劇を通して知る新しい世界」～きび団子は愛情のかたまり～

おはなしグループ「わたげの会」 代表 田子 智代

「わたげの会」とは

「わたげの会」は、絵本や紙芝居、時には人形劇を通して、おはなしと子どもを繋ぐ活動を行っているボランティア団体です。今回は、11月に開催された「まえばし人形劇フェスタ」で「桃太郎」を演じました。人形劇フェスタに参加して7回目になりますが、毎回「どんなテーマで題材を選ぶか？」から始まります。時には「仲間外れ」をテーマに、時には「友情」をテーマに…。そして、今年は「信頼・愛情・勇気」をテーマに、昔話「桃太郎」を行うことになりました。「桃太郎」は、大人はみなさんご存知のお話ですが、読み聞かせ体験も少なく、子どもたちの中には昔話を知らない子も多くいます。



桃太郎の上演を終えた「わたげの会」のみなさん

桃太郎の強さの秘密は

練習を重ねると、いろいろなものが見えてきました。主人公の桃太郎は本当に特別な子どもだったのでしょか？こどもなのに鬼退治に行くのですから、怖いし不安であったに違いありません。では、何が桃太郎を強くしたのでしょうか？ 桃太郎はおじいさんおばあさんから「可愛いのう。可愛いのう。」と愛情をいっぱいもらって育ちました。そして、おばあ



さんの作った愛情いっぱいのきび団子「これを食べれば百人力じゃ。」その愛情は桃太郎の勇気と力になったのです。また、おじいさんも桃太郎の「きっと退治してきます。」の言葉を信じ、送り出しました。

また、おじいさんも桃太郎の「きっと退治してきます。」の言葉を信じ、送り出しました。

人形劇を通してこどもたちに伝えたいこと

恐怖に打ち勝ち勇気を奮い立たせ大きな鬼に立ち向かう桃太郎。見ているこどもたちは桃太郎と次第に同化し、自分の事のように目をキラキラさせ鬼に負けそうになっている桃太郎を「がんばれ～!!がんばれ～!」と応援してくれました。大きな鬼に打ち勝った時、こどもたちは鬼に打ち勝つという新しい世界を見ることができたことでしょう。「新しい世界を知ること」それはこどもたちにとっても大きな財産となります。



絵本や人形劇を通して、心豊かな時間をこども達と共にし、喜びも悲しみも共感しあうことで、相手の気持ちに気付き、そして自分自身も大切にできる人に成長してほしいと願っています。その一助になればと、この活動をこれからも続けて行きたいと思えます。

* 紹介 田子 智代 (たご ともよ)さん

前橋市在住。「たごさんのおはなしやさん」として、こども図書館や近隣の小学校や児童館・学童クラブ等で絵本の読み聞かせ等を通して、子どもたちとふれあい、豊かな心を育む体験活動の充実に尽力されています。

また、福祉施設や地域の高齢者サロンにて「笑って笑って南京玉すだれ」と題して、「笑顔で健康に」を目指し活躍中。

平成26年からは前橋市人権擁護委員としても活躍されています。



(写真) 桃太郎の劇で登場する鬼を持つ田子さん。この鬼は、ビニール袋と段ボール紙などを利用して自作されました。

■ 平成29年度 人権啓発フェスティバル in ぐんま 開催

みんなで築こう 人権の世紀

平成29年12月17日(日) 群馬会館

～考えよう相手の気持ち 未来へつなげよう 違いを認め合う心～

多くのみなさんの参加を得て、人権啓発フェスティバルが開催されました。今回は、LGBT等の性的少数者に関する映画「カラコエの花」の上映と、映画監督等を交えてのパネルディスカッションを行いました。また、群馬のご当地アイドル「あかぎ団」が人権をテーマとした演劇の上演に加え、華やかなライブを行い会場が盛り上がりました。さらに、人権関係団体の展示ブースの設置や人権ポスター作品展示、ゆるキャラとの記念撮影等、多彩なフェスティバルとなりました。



映画「カラコエの花」 上映とパネルディスカッション

LGBTの高校生を主人公にして、性的少数者に対する偏見等の実情を描き、性的少数者にかかわる問題について理解を呼びかける作品です。

視聴後に、映画監督、出演者、性的少数者支援団体代表、あかぎ団、人権擁護委員をパネラーとして、性的少数者に関する意識や、日常生活における具体的な問題点等についてディスカッションを行い、理解を深めました。



「あかぎ団」による演劇
障害のある人に対する対応を通して互いの立場を尊重することの大切さを伝えました。

■ ぐんま女性活躍推進フォーラムを開催

平成29年11月13日(月)
群馬県市町村会館



講師の谷口准教授

女性の活躍は元気な群馬の原動力です。県では女性が希望に応じ、あらゆる分野において活躍できる社会の実現に向け、女性の活躍応援を県民運動として展開しています。この県民運動の今後の広がりを図るため「ぐんま女性活躍推進フォーラム」が開催されました。



ぐんま学生会議の発表

平成29年度は、大阪国際大学准教授であり全日本おばちゃん党代表代行の谷口真由美さんを講師に招き、「誰もが自分らしく輝ける社会～みんながハッピーになる方法～」と題して基調講演が行われました。また、「第3回ぐんま輝く女性表彰」の表彰式や、大学生による「ぐんま学生会議」の成果発表が行われ、女性も男性も自分らしく活躍できる社会の実現へ向けた具体的な取組が紹介されました。

■ 拉致問題を考える講演とコンサートの集い

平成29年12月10日(日)
群馬音楽センター

る講演会とコンサ



全国拉致問題シンポジウム群馬県大会「拉致問題を考える講演会とコンサートの集い」が群馬音楽センターで開催されました。

拉致被害者の家族である松木信宏さんから「皆さんと考える拉致問題、人権問題」と題して、家族が体験した切実な問題等について講演がありました。



高崎市立東部小学校金管バンドと陸上自衛隊第12音楽隊がすばらしい演奏で会場を魅了しました

あとがき

今回は子どもの人権をテーマに、いじめや児童虐待の実態を取り上げました。いじめも虐待も、子どもの命に関わる大きな人権問題です。問題の解決に向けて多くの人や組織が連携して取り組んでいます。さらにたくさんの人に関心を持っていただくことが大切だと思います。(ま)

絆きずな
[kizuna]

ぐんま人権情報誌【春夏号】

VOL.22
2018

●発行/群馬県人権男女・多文化共生課
〒371-8570 前橋市大手町一丁目1番1号
TEL.027-226-2906(直通) FAX.027-220-4424